

○沼田市浄化槽設置事業費補助金交付要綱

平成10年3月25日

告示第21号

改正 平成10年5月25日告示第57号

平成13年3月30日告示第34号

平成15年3月28日告示第23号

平成17年2月10日告示第21号

平成18年3月30日告示第27号

平成19年2月26日告示第35号

平成20年3月27日告示第24号

平成28年3月29日告示第36号

平成30年3月27日告示第33号

(趣旨)

第1条 市は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するために、浄化槽を設置しようとする者に対し、予算の範囲内で補助するものとし、当該補助金の交付については、沼田市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和44年規則第26号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 浄化槽　浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽であって生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上、放流水のBODが1リットルにつき20ミリグラム（日間平均値）以下の機能を有するもので、法第4条第2項の規定による構造基準に適合するもの（浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛净第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）が適用される浄化槽にあっては、同指針に適合するものに限る。）をいう。

(2) 専用住宅　主として居住を目的とした住宅（店舗等を併用した住宅（居住部分の延べ床面積が2分の1以上の住宅であること。）を含む。）をいう。

(3) 転換設置　し尿のみを処理する単独処理浄化槽又はくみ取り槽（以下「単独浄化槽等」という。）を撤去して浄化槽を設置すること（家屋の損壊等、やむを得ない事情により単独浄化槽等を撤去することができない場合の浄化槽の設置を含む。）又は単独浄化槽等を雨水貯留槽等に再利用し浄化槽を設置することをいう。

(4) 人槽　日本工業規格「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302—2000）」により算定した人槽（建築物の使用状況により類似施設の使用水量その他の資料から同算定基準が明らかに実情に沿わないと考えられる場合には、当該資料等を基にして算定人員を増減することができる。）をいう。

（補助対象区域）

第3条 補助の対象となる市内区域は、次の各号のいずれにも該当する区域とする。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項又は同法第25条の11第1項の事業計画に定められた予定処理区域以外の区域
- (2) 地域し尿処理施設及び農業集落排水施設等の生活排水処理施設整備事業で整備されている区域以外の区域

（補助対象者）

第4条 補助の対象は、専用住宅に処理対象人員50人以下の浄化槽を新規設置又は転換設置する者が次に掲げる者の監督の下に行う工事とする。

- (1) 平成元年10月30日付け厚生省・建設省告示第1号により指定した小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会を修了した者
- (2) 昭和63年度以降に法第42条第1項各号のいずれかに該当することとなった浄化槽設備士

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金の交付をしない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認の申請又は法第5条第1項の規定に基づく設置の届出を行わずに浄化槽を設置する者
- (2) 補助事業期間内に浄化槽の設置ができない者
- (3) 専用住宅以外の建築物から出る排水を処理するために浄化槽を設置する者
- (4) 市税等を滞納している者
- (5) その他市長が不適当と認める者

（補助金額）

第5条 補助金の額は、浄化槽の新規設置又は転換設置に要する費用に相当する額とし、別表に掲げる人槽区分につき、それぞれ同表に定める額を限度とする。

（補助金交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書

- (2) 審査機関を経由した浄化槽設置届出書（環境保全に関する誓約書）の写し又は建築確認通知書（浄化槽仕様書及び環境保全に関する誓約書）の写し
- (3) 設置場所の案内図
- (4) 専用住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (5) 工事請負契約書の写し又はかし担保に関する誓約書の写し
- (6) 浄化槽設置整備事業に係る浄化槽登録証の写し、登録浄化槽管理票（C票）及び浄化槽機能保障制度に基づく保証登録証（市町村用）。ただし、11人槽以上は、この限りでない。
- (7) 第4条第1項各号に規定する工事施工監督者の証明書の写し
- (8) 市税等の完納証明書等
- (9) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査及び現地調査を行い、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付を決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）によりそれぞれ申請者に通知するものとする。

(変更等承認申請)

第8条 前条第2項の規定により補助金交付決定通知書を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、当該補助金交付決定通知書を受けたのち、補助金申請内容を変更しようとするとき、又は浄化槽の設置を中止若しくは廃止しようとするときは、速やかに変更等承認申請書（別記様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
(実績報告)

第9条 補助対象者は、浄化槽の設置が完了したときは、速やかに実績報告書（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 浄化槽保守点検及び清掃業者との業務委託契約書の写し又はこれを証明する書類
- (3) 浄化槽法第7条検査依頼書の写し
- (4) 施工状況を証する工事写真
- (5) 別に定める設置工事施工管理確認書（浄化槽設備士等が確認し証明したもの）
- (6) その他市長が必要と認めた書類
(交付額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書

を審査し、その報告に係る浄化槽の設置の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（別記様式第6号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（別記様式第7号）による補助対象者の請求に基づき補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、第7条の規定による交付決定及び第10条の規定による交付額の確定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、交付決定した補助金の全部又は一部を取消すことができる。

- (1) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定等を取消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の返還を求めることができる。

（その他）

第14条 市長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認するものとする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 白沢村及び利根村の編入の日前に、白沢村浄化槽設置事業費補助金交付要綱（平成13年要綱第5号）又は利根村浄化槽整備事業費補助金交付要綱（平成5年要綱）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成10年5月25日告示第57号）

この告示は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則（平成13年3月30日告示第34号）

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日告示第23号）

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年2月10日告示第21号）

この告示は、平成17年2月13日から施行する。

附 則（平成18年3月30日告示第27号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月26日告示第35号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日告示第24号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日告示第36号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日告示第33号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

人槽区分	限度額	
	新規設置	転換設置
5人槽	13万8,000円	37万4,000円
6～7人槽	17万3,000円	45万6,000円
8～50人槽	22万5,000円	55万5,000円